

死亡届の書き方と提出チェックリスト

記入欄ごとの要点(法務省の記載例の注意書きに沿って) | 登録不要・無料 | 2026年10月4日確認

死亡届の記入欄ごとの要点

死亡届の用紙は、左半分が「死亡届」、右半分が医師等の書く「死亡診断書(死体検案書)」です。左半分は届出人が書きます。下の番号は法務省の記載例の欄の番号です。書き終えた欄に✓をつけてください。

✓	欄	項目	要点
☐	届出日・宛先	届け出る日と、届け出る市区町村長	・ 左上に届け出る日を書き、宛先には届け出る市区町村の長を書く(記載例は「東京都千代田区 長 殿」)。
☐	(1)(2)	フリガナ・氏名	・ 亡くなった人の氏名を、氏と名に分けて書き、上の欄にフリガナを書く。 ・ 男・女の口は、あてはまるほうにしるしをつける(記入の注意「口には、あてはまるものに☐のようにしるしをつけてください」)。
☐	(3)	生年月日	・ 生まれてから30日以内に死亡したときは、生まれた時刻も書く(様式の注記)。
☐	(4)	死亡したとき	・ 年月日と、午前・午後の口、時・分を書く。記載例では、右半分の死亡診断書の「死亡したとき」と同じ日時が書かれている。
☐	(5)	死亡したところ	・ 亡くなった場所の所在地を書く。記載例では「番地」「番」のうち使わないほうを線で消している。 ・ 死亡したところが台湾またはパレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)の場合は、地域から書ける(記入の注意)。
☐	(6)	住所	・ 住民登録をしているところを書く(様式の注記)。
☐	(7)	本籍・筆頭者の氏名	・ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書く(記入の注意)。 ・ 外国人のときは国籍だけを書く(様式の注記)。台湾・パレスチナの法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を書ける。
☐	(8)(9)	死亡した人の夫または妻	・ 「いる(満〇歳)」か、「いない(未婚・死別・離別)」のどれかにしるしをつける。 ・ 内縁の夫・妻はふくめない(記入の注意「内縁のものはふくまれません」)。
☐	(10)	死亡したときの世帯のおもな仕事	・ 様式に並ぶ1～6の区分(1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ～ 6.仕事をしている者のいない世帯)から、あてはまるものにしるしをつける。
☐	(11)	死亡した人の職業・産業	・ 国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書く(様式の注記)。 ・ 死亡者(亡くなった人)について書く(記入の注意)。
☐	届出人	届出人の資格・住所・本籍・署名	・ 資格(1.同居の親族 ～ 13.任意後見受任者)のあてはまるものにしるしをつけ、届出人の住所・本籍・筆頭者の氏名・生年月日を書く。 ・ 署名は届出人が自分です。押印は任意(様式の「※押印は任意」、法務省「戸籍届書の様式変更について」)。
☐	右半分	死亡診断書(死体検案書)	・ 用紙の右半分は死亡診断書(死体検案書)で、医師等が書く。届出人は書かない。

全体の注意(法務省の記載例「記入の注意」ほか)

- 鉛筆や消えやすいインキで書かない(記入の注意)。
- 死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出す(記入の注意・戸籍法第86条)。
- 記載例と事情が違う場合は、届出先の市区町村に問い合わせる(法務省)。

用紙と記載例の入手先

用紙(死亡診断書・死体検案書と一体)は、市役所・区役所・町村役場で入手します(法務省)。通常は、医師等が右半分を書いた用紙が病院等から渡されます(市区町村の案内)。記載例は法務省「死亡届」のページ(www.moj.go.jp/ONLINE/FAMILYREGISTER/5-4.html)の「記載要領・記載例」で見られます。例と事情が違うときは、届出先の市区町村に問い合わせてください。

死亡届の書き方と提出チェックリスト

提出前チェックリストと、届出のあとにやること

提出前チェックリスト

✓	確かめること	根拠
☐	用紙の右半分(死亡診断書・死体検案書)が、医師等によって書かれている	G1・M2・M3
☐	死亡診断書のコピーを、必要な枚数取った(提出すると返ってこないと案内する市区町村がある)	M3・M4
☐	左半分(死亡届)を、鉛筆や消えやすいインキを使わずに書いた	G2・G5
☐	□のしるし・「番地／番」の消し忘れがない	G2
☐	届出人は、同居の親族・その他の同居者・家主等、または同居の親族以外の親族・後見人等にあたる	L1(第87条)
☐	届出人の欄に、届出人が署名した(押印は任意)	G2・G4・M4
☐	後見人等が届出人のときは、資格を証明する書類(登記事項証明書など)を用意した	M2・M4
☐	期限:死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときは3か月以内)	L1(第86条)・G1
☐	届出先:死亡地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの市区町村(所在地は一時滞在地も含む)	L1(第25条・第88条)・G1・G3
☐	火葬許可の申請書を、死亡届といっしょに出すか確かめた(申請書・許可証の名前は市区町村で違う)	L2(第5条)・M1・M3・M4
☐	窓口を持っていく人を決めた(葬儀社が提出を代行することもある。持参は届出人以外でもよい)	M2・M3・M4
☐	受付時間・夜間や休日の扱いを、届出先の市区町村に確かめた(市区町村で違う)	G1
☐	手数料はかからない	G1

期限・届出人・届出先(戸籍法)

期限	死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときは、その事実を知った日から3か月以内)。戸籍法 第86条
届出人	次の順序で届出の義務がある(順序にかかわらず届出できる):第一 同居の親族／第二 その他の同居者／第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人。同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も届出できる。戸籍法 第87条
届出先	死亡者の死亡地・本籍地、または届出人の所在地の市区町村。届出人の所在地には一時滞在地も含まれる(法務省)。戸籍法 第25条・第88条
火葬許可	火葬の許可は、死亡届を受理した市区町村長が行う。市区町村の案内では、死亡届とあわせて火葬許可を申請し、死亡届の提出とともに火葬許可証が交付される(申請書・許可証の名前は市区町村で違う)。墓地、埋葬等に関する法律 第5条・第8条

届出のあとにやること

☐	火葬許可証を受け取り、火葬・納骨の準備をする 火葬の許可は、死亡届を受理した市区町村長が行う(墓地、埋葬等に関する法律 第5条)。火葬・納骨までの流れは葬儀の流れチェックリストへ。 www.fureaino-oka.com/sogi/nagare-checklist
☐	年金・健康保険・介護保険・世帯主の変更など、死後の手続きを期限順に進める 死亡届によって戸籍に死亡が記載され、住民票が削除される。そのあとの手続きは期限一覧チェックリストへ。 www.fureaino-oka.com/souzoku/tetsuzuki-checklist-download
☐	親族・知人・勤務先などへの訃報の連絡先を整理する 連絡する相手と、連絡したかどうかを一覧で管理する。 www.fureaino-oka.com/ending-note/fuhou-renraku-list

このチェックリストについて

法務省の記載例・案内と戸籍法をもとにした一般的な情報です。医師が書く死亡診断書(死体検案書)欄の書き方、窓口の受付時間や夜間・休日の扱い(市区町村で違います)は載せていません。個別の事情は届出先の市区町村、相続などの判断は専門家(司法書士・弁護士・税理士など)に確認してください。

出典(2026年10月4日確認)

- G1:法務省「死亡届」 <https://www.moj.go.jp/ONLINE/FAMILYREGISTER/5-4.html>
- G2:法務省「死亡届」の記載要領・記載例 <https://www.moj.go.jp/content/001420033.pdf>
- G3:法務省民事局「死亡届の届出地について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00083.html
- G4:法務省「戸籍届書の様式変更について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00827.html
- G5:法務省民事局長通達「戸籍届書の標準様式の一部改正について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001078099.pdf>
- L1:戸籍法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000224>
- L2:墓地、埋葬等に関する法律 <https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000048>
- M1:横浜市「死亡届」 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/todokede-touroku/koseki/shiboutodoke.html>
- M2:神戸市「死亡届」 https://www.city.kobe.lg.jp/a53715/kurashi/registration/koseki/05_shibou.html
- M3:静岡市「死亡したときの届(死亡届)」 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8436/s013629.html>
- M4:東京都中央区「死亡届:お亡くなりになったときの届出」 <https://www.city.chuo.lg.jp/a0012/kurashi/touroku/koseki/siho.html>

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/sogi/shibou-todoke 出典の確認日:2026年10月4日 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。

一般的な情報提供です。死亡届の様式そのものではありません(用紙は市区町村の窓口で入手)。記入や受付の扱いで迷ったら、届出先の市区町村の戸籍の窓口を確認してください。